

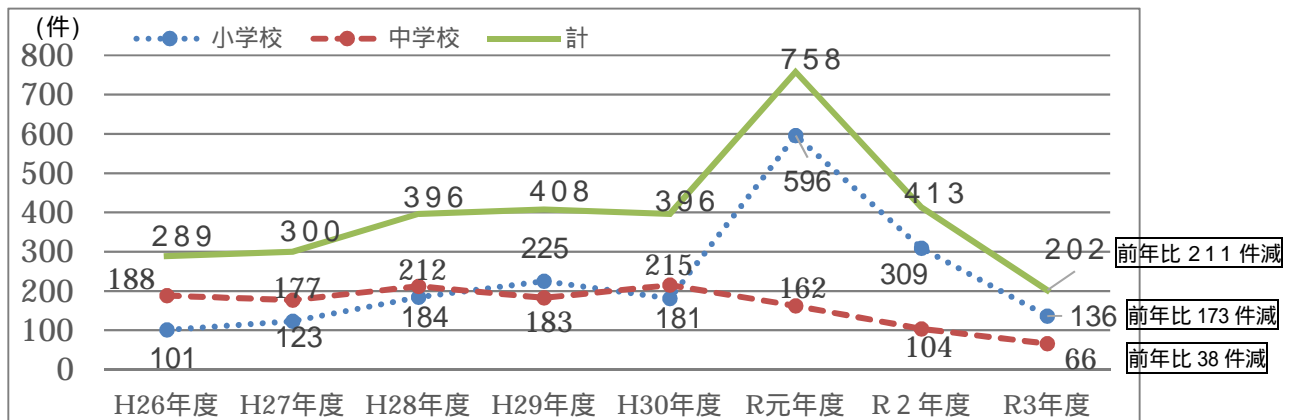
令和3年度横須賀市立小中学校における 児童生徒の問題行動・不登校等の状況調査の結果について

横須賀市教育委員会事務局
学校教育支援教育課

本調査の結果は、文部科学省による「令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および神奈川県が実施した「令和3年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」における本市の状況をまとめたものです。

1 暴力行為について

○暴力行為の発生件数の推移



○暴力行為の1,000人あたりの発生件数

年度	横須賀市			神奈川県			全国		
	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値
H30年度	9.9	22.5	14.2	13.7	16.4	14.5	5.7	9.3	6.8
R元年度	33.3	17.4	27.9	15.5	15.8	15.6	6.8	9.1	7.5
R2年度	17.7	11.4	15.6	13.6	8.6	12.1	6.5	6.9	6.6
R3年度	7.9	7.3	7.7	14.1	9.7	12.7	7.7	7.9	7.7

文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および神奈川県が実施した「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

神奈川県は公立小中学校のみ（中等教育学校前期課程を除く）、全国については、公立学校のみ（義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む）の数値となっています。

○学年別加害児童生徒数

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
H30年度	14	16	38	25	34	20	87	80	58
R元年度	42	29	38	45	70	48	48	71	32
R2年度	25	26	30	39	60	29	59	32	26
R3年度	6	13	17	15	17	22	21	27	12

○暴力行為内訳

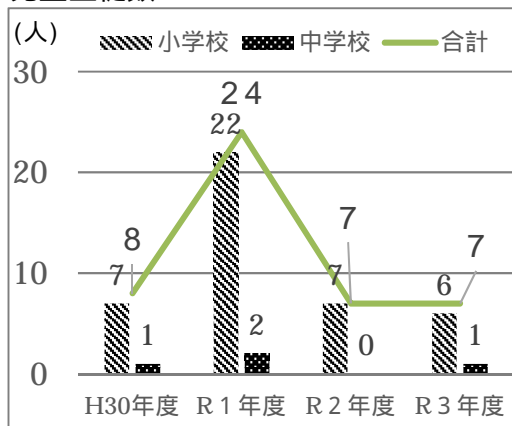
(件)

年度	対教師暴力		生徒間暴力		対人暴力		器物損壊		合計	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
H30年度	29	23	136	144	6	0	10	48	181	215
R元年度	163	16	389	98	1	0	43	48	596	162
R2年度	85	9	198	64	3	2	23	29	309	104
R3年度	44	9	74	52	0	0	18	5	136	66

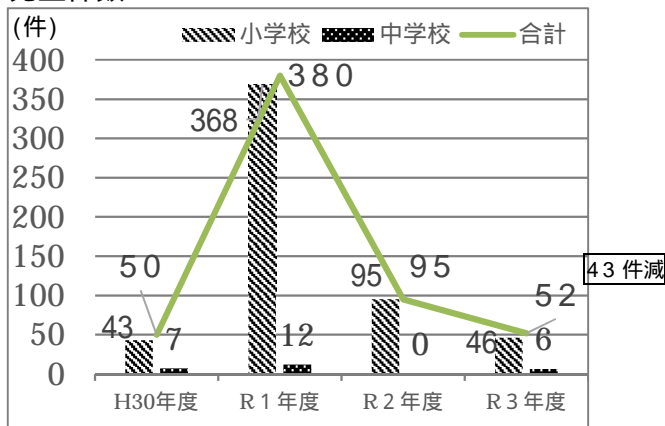
- ・小中学校における暴力行為の発生件数は、前年度より 211 件減少（小学校で 173 件減少、中学校で 38 件減少）し、202 件でした。
- ・令和 2 年度調査では、暴力行為の定義にある「故意に有形力を加える行為」であるかどうか、精査するよう、神奈川県全体で周知が図られました。令和 3 年度調査においても、引き続きこのことを意識しながら、学校は計上したと考えられます。
- ・暴力行為の発生件数が減った要因の一つとして、各学校が児童生徒理解や集団作りの視点で学年・学級経営の改善に取り組んだことが考えられます。

○暴力行為を繰り返す（5 件以上）児童生徒に関する状況

児童生徒数



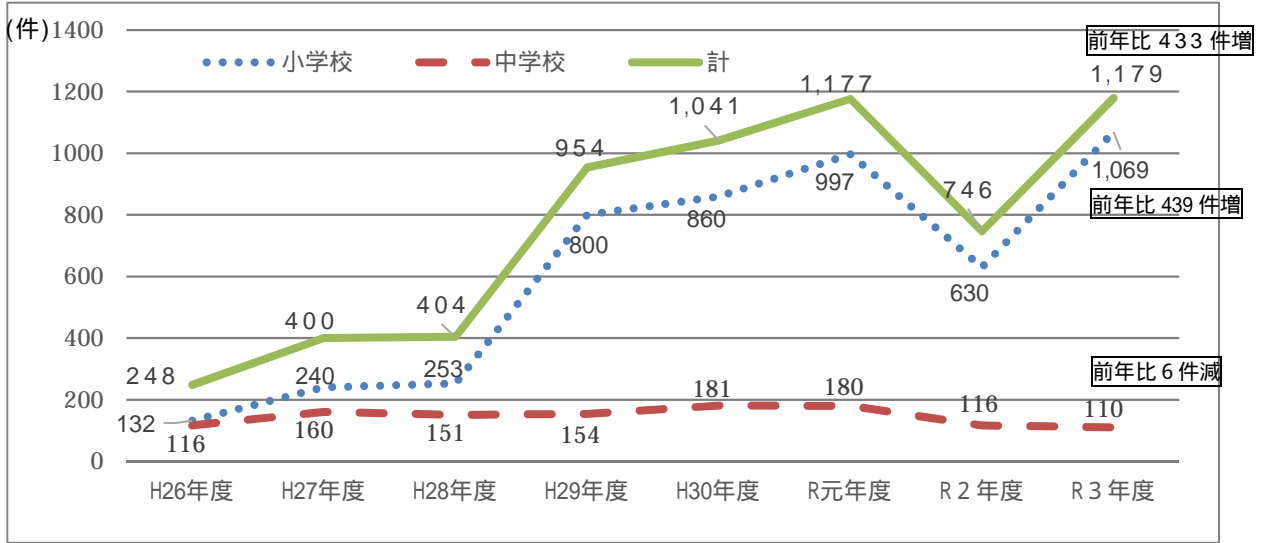
発生件数



- ・暴力行為を 5 件以上繰り返す児童生徒が起こした発生件数は前年度より 43 件減少しました。これは、学校が児童生徒に対し、個別の指導や支援を行う中で、心理や福祉の専門家と協力し、児童生徒の特性を踏まえて指導改善に努めた結果であると捉えています。
- ・暴力行為を繰り返す背景には、「友だちとの人間関係をうまく構築できないこと」、「学習が理解できないこと」、「家族関係の中でのストレスや葛藤」等の要因が複雑にからみ合った状況があると考えられます。

2 いじめについて

○いじめの認知件数の推移



○いじめの解消率(年度末時点)、1,000人あたりの認知件数

(件)

年度	区分	横須賀市			神奈川県			全国		
		小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値	小学校	中学校	小中計算値
令和元年度	解消率(%)	83.9	88.3	84.5	76.9	78.2	77.2	83.5	81.6	83.2
	1,000人あたり	55.8	19.4	43.3	50.8	25.8	43.1	76.4	34.5	62.9
令和2年度	解消率(%)	77.8	82.8	78.6	70.5	70.5	70.5	77.4	76.9	77.3
	1,000人あたり	36.1	12.7	28.1	43.4	18.1	35.6	67.1	26.5	53.9
令和3年度	解消率(%)	79.0	75.5	78.6	74.9	72.6	74.5	80.4	78.9	80.1
	1,000人あたり	62.4	12.2	45.1	58.5	23.9	47.7	80.7	31.9	64.8

令和4年7月20日時点の横須賀市の解消率 小学校:97.7% 中学校:99.1% 小中計算値:97.8%

国は、いじめが「解消している」状態について、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3カ月)継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることという2つの要件を示しています。

平成29年3月「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定により、いじめの定義が明確となり積極的な認知が求められるようになりました。このため平成29年度は本市でも認知件数が倍増しています。

文部科学省による「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」および神奈川県が実施した「神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」の調査結果から横須賀市が独自に算出した数値を一部掲載しています。

神奈川県は公立小中学校のみ(中等教育学校前期課程を除く)、全国については、公立学校のみ(義務教育学校および中等教育学校前期課程を含む)の数値となっています。

○学年別いじめの認知件数の推移

(件)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
平成30年度	112	156	117	176	175	124	98	61	22
令和元年度	126	132	144	176	214	205	95	56	29
令和2年度	100	95	101	131	146	57	61	32	23
令和3年度	111	163	208	183	188	216	53	39	18

- ・本市の小中学校におけるいじめの認知件数は、前年度より 433 件増加し「1,179 件」でした。これはコロナ感染症対策として休校、分散登校期間が設けられた令和 2 年度に比べ、令和 3 年度は登校日数が増加したことや、活動制限が緩和されたことが影響していると考えられます。
- ・令和 3 年度の 1 月から 3 月に認知したいじめの状況も含め、令和 4 年 7 月 20 日時点で調査したところ、解消率は 97.8% でした。これは、各校において年度を越えて情報が引き継がれ、解消に向けた指導や支援、見守りが続けられた結果であると捉えています。
- ・小学校で認知件数が多いのは、担任が長時間クラスの児童と共に生活することにより、いじめを認知し、対応しやすい状況にあり、児童は軽微ないじめ事案でも担任に被害を訴えやすい状況にあるためと考えられます。
- ・中学校で認知件数が少ないのは、全国の傾向と同様です。中学校では、生徒が心の成長により、適切な人間関係を築くことができるようになってくること、生徒自身が友人関係のトラブルや喧嘩、いじめを区別して受け止められるようになり、いじめを訴えることが少なくなっていることが影響していると考えられます。

○いじめの態様

区分	小学校		中学校	
	件数(件)	構成比	件数(件)	構成比
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	642	60.1%	64	58.2%
仲間はずれ、集団による無視をされる。	108	10.1%	16	14.5%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	237	22.2%	7	6.4%
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。	28	2.6%	0	0.0%
金品をたかられる。	17	1.6%	0	0.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	46	4.3%	4	3.6%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	84	7.9%	3	2.7%
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	34	3.2%	17	15.5%
その他	21	2.0%	3	2.7%

複数回答のため、件数の合計は認知件数と合わない。また、構成比の合計は 100% を超える。
構成比は、各区分における認知件数に対する割合

- ・認知したいじめのうち、約 6 割が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」に該当しています。重篤ないじめの発生を防ぐためには、いじめの初期段階と捉えられるものも積極的に認知し、対応していくことが大切です。
- ・「パソコン等でのひぼう・中傷等」の件数が増加する傾向がみられ、学校と家庭が連携して、早期から情報リテラシー教育を行っていく必要があります。

○各学校におけるいじめ問題に対する日常的な取り組み

区分	小学校(46校)		中学校(23校)		計	
	回答数(校)	割合	回答数(校)	割合	回答数(校)	割合
職員会議等を通じて、いじめの問題について教職員間で共通理解を図った。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%
いじめの問題に関する校内研修会を実施した。	38	82.6%	22	95.7%	60	87.0%
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童・生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	38	82.6%	17	73.9%	55	79.7%
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	41	89.1%	20	87.0%	61	88.4%
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	41	89.1%	18	78.3%	59	85.5%
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民に周知し、理解を得るよう努めた。	44	95.7%	23	100.0%	67	97.1%
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。	15	32.6%	11	47.8%	26	37.7%
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	12	26.1%	5	21.7%	17	24.6%
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した。	45	97.8%	20	87.0%	65	94.2%
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	44	95.7%	22	95.7%	66	95.7%
いじめ防止対策推進法22条に基づく、いじめ防止等の対策のための組織を招集した。	46	100.0%	23	100.0%	69	100.0%

- ・各学校におけるいじめの問題に対する日常の取り組みとして、「職員会議等を通じたいじめの問題における教職員間の共通理解」、「道徳や学級活動の時間での指導」は全ての学校が取り組んでおり、組織的な対応につながっています。
- ・市内小中学校全体で「いじめに関する校内研修会の実施」が87.0%（令和2年度比31.9ポイント増）となり、大幅に増加しました。
- ・「児童・生徒会活動等を通じた取り組み」が79.7%（令和2年度比21.7ポイント増）となっており、コロナ禍で減少していた取り組みの割合は回復しています。
- ・各校が情報リテラシー教育について児童生徒・保護者に啓発のためのリーフレット（よこすかスマホ・SNSスタンダード）を活用した指導を行うなど、「インターネットを通じて行われるいじめの防止および効果的な対処のための啓発活動の実施」の割合が94.2%（令和2年度比17.4ポイント増）となりました。

【暴力行為・いじめ問題に対する今後の取り組み】

暴力行為やいじめ問題に対する今後の方策として、学校では、未然防止のための支援と、児童生徒間でトラブルが起きたときのきめ細かな指導が必要です。

特にいじめ問題に対しては、「どの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ものであることを全ての学校、教職員が認識することが重要です。

各校が「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見に努め、初期段階のいじめから積極的に認知し、組織的に対応することが、重篤ないじめ事案の発生を防ぐことにもつながります。

また、「いじめに関する校内研修会の実施」「児童・生徒会活動等を通じた取り組み」「インターネットを通じて行われるいじめの防止および効果的な対処のための啓発活動の実施」については全ての学校が取り組む必要があります。

教育委員会は、各学校に対して未然防止に向けた取り組みと事案に応じた対応策について、指導助言を行うとともに、学校と関係機関の連携のサポートや、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの効果的な活用を推進します。

3 長期欠席・不登校について

○長期欠席児童生徒のうち、不登校、病気等のそれぞれの人数(小中学校合計) (人)

分類	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	前年度比
長期欠席	944	987	1,113	1,134	1,405	271人増
不登校	708	774	795	809	937	128人増
病気	150	136	174	151	211	60人増
経済的理由	0	1	0	1	0	1人減
新型コロナウイルスの感染回避				58	108	50人増
その他	86	76	144	115	149	34人増

長期欠席... 1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒。その理由として、「病気」「経済的理由」「その他」「不登校」に分類。

不登校 ... 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にあること(病気や経済的な理由によるものを除く)。

新型コロナウイルスの感染回避...

新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の意思で出席しない者、および医療的ケア児や基礎疾患児で登校すべきでないと校長が判断した者の数。令和2年度から新設。

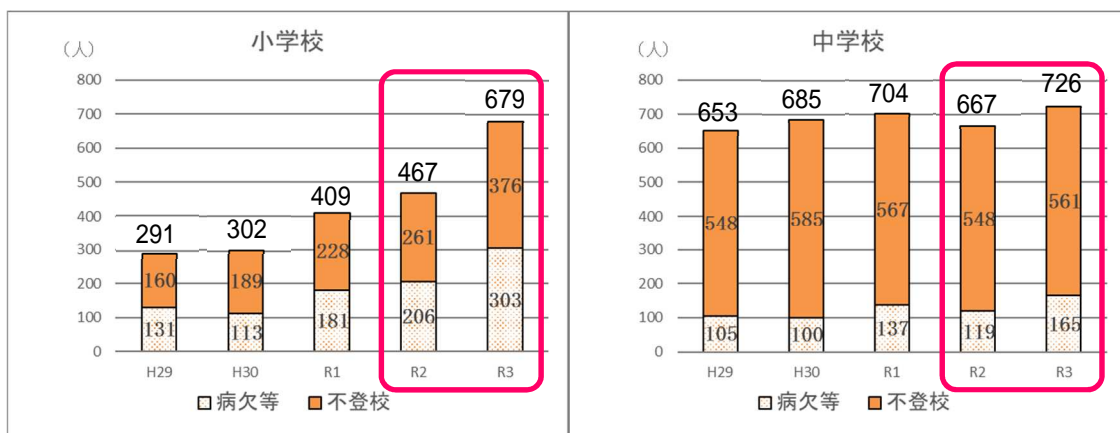
その他 ... 上記「病気」「経済的理由」「不登校」「新型コロナウイルスの感染回避」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。

「その他」の具体例：・保護者の教育に関する考え方、無理解、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。

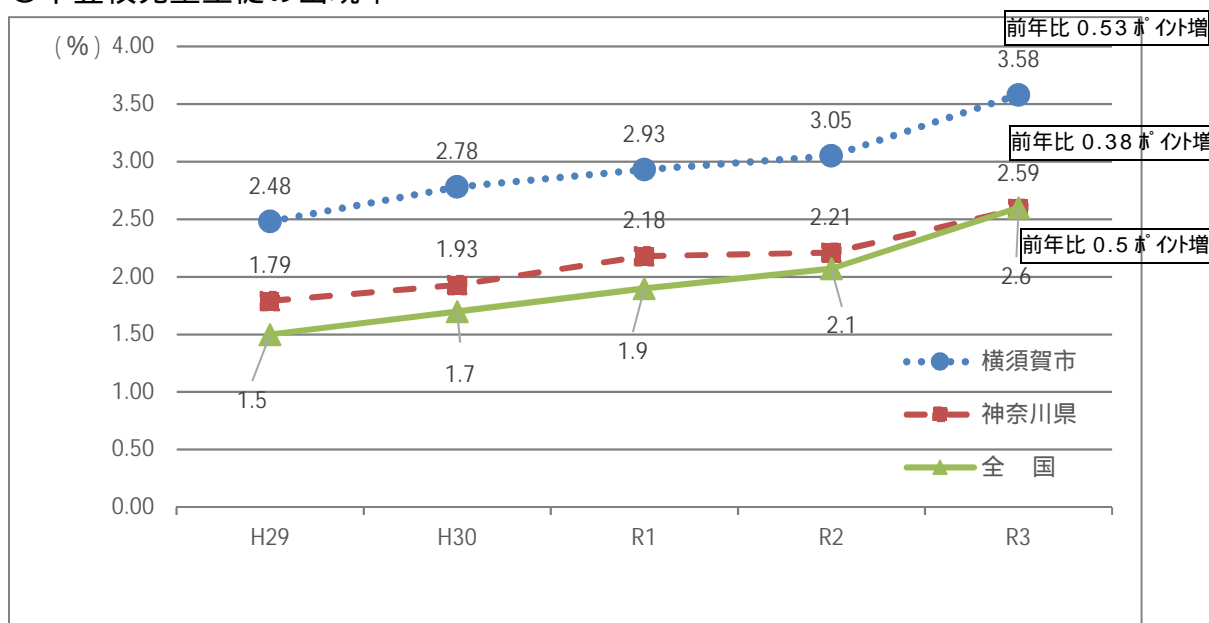
・外国での長期滞在、国内・外への旅行のため、長期欠席している者。

・「病気」「経済的理由」「不登校」の理由により登校しなかった日数の合計が30日に満たず、学校教育法又は学校保健安全法に基づく出席停止、学年一部の休業、忌引き等の日数を加えることによって、登校しなかった日数が30日以上となる者。

○長期欠席児童生徒数の推移



○不登校児童生徒の出現率



○専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の人数と割合

	小学校			中学校			小・中学校		
	人数(人)	不登校児童数(人)	割合(%)	人数(人)	不登校生徒数(人)	割合(%)	人数(人)	不登校児童生徒数(人)	割合(%)
平成29年度	39	160	24.4	142	548	25.9	181	708	25.6
平成30年度	33	189	17.5	133	585	22.7	166	774	21.4
令和元年度	65	228	28.5	168	567	29.6	233	795	29.3
令和2年度	94	261	36.0	160	548	29.2	254	809	31.4
令和3年度	94	376	25.0	213	561	38.0	307	937	32.8

計上対象は当該年度において、学級担任以外の専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒です。専門的な相談・指導を行うのは、学校内では、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ふれあい相談員、登校支援相談員等、学校外では、教育委員会教育相談、相談教室、児童相談所、病院等です。

- ・ 小学校では、前年度に比べ不登校児童数が増加しましたが、専門的な相談・指導等を受けた児童の人数も増えており、本人を取り巻く支援体制の充実につながっていくと考えます。
- ・ 専門的な相談・指導等を受けていない不登校児童生徒については、年度途中で欠席が多くなり担任が家庭と連絡を取り合うなどして支援を始めたケースや関係機関等につなげる時期を探っているケースが含まれています。令和3年度においては、コロナ禍で対面での相談を避けるなど、外部機関とつながりづらい状況にあったことも背景の一つと考えられます。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、保護者や児童生徒との面接だけでなく、適切な支援方法について教職員に助言すること等も大切な役割としています。

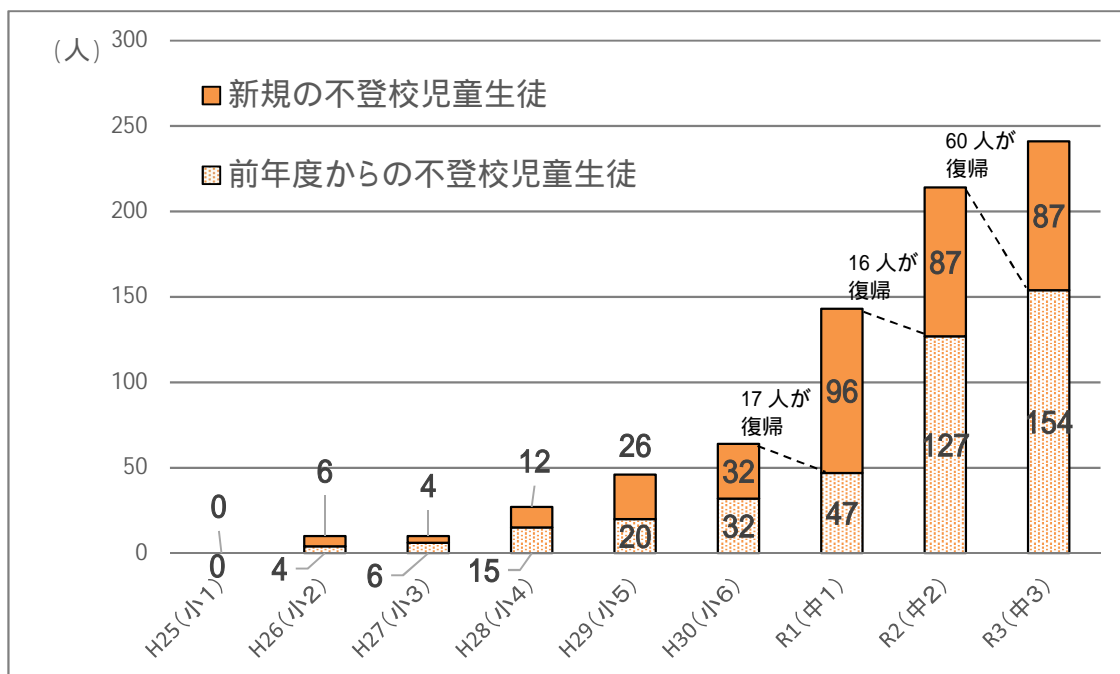
○学年別 不登校児童生徒の人数

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成29年度	13 (13)	13 (9)	18 (10)	23 (14)	46 (26)	47 (18)	148 (92)	203 (67)	197 (49)	708 (298)
平成30年度	16 (16)	22 (18)	23 (15)	28 (20)	36 (22)	64 (32)	147 (114)	222 (93)	216 (49)	774 (379)
令和元年度	4 (4)	27 (20)	37 (20)	33 (26)	55 (35)	72 (46)	143 (96)	203 (98)	221 (62)	795 (407)
令和2年度	14 (14)	14 (13)	44 (31)	51 (28)	59 (40)	79 (51)	122 (101)	214 (87)	212 (53)	809 (418)
令和3年度	17 (17)	30 (22)	37 (28)	87 (64)	96 (52)	109 (68)	137 (107)	183 (77)	241 (87)	937 (522)

* ()内は、新規の不登校児童生徒数です。

○同一集団(令和3年度中学3年生)の経年変化



- ・小学校高学年で学習等への不安により不登校が増加する傾向はこれまでもみられましたが、その傾向が顕著になっています。背景としては、コロナ禍の社会環境や生活リズムの変化が関係していると考えられます。
- ・同一集団における小学校6年生から中学校1年生にかけての不登校児童生徒の増加人数に着目すると、減少傾向がみられます。
- ・中学校での新規不登校は、学習や人間関係づくり、学校生活等に関連した不安が高まることと強く関連していると考えます。
- ・新規の不登校生徒数は、中学校1年生で最も多く、指導の継続を意識した「小中一貫教育」を今後も推進していく必要があります。

○要因別不登校児童生徒の人数

(人)

学校種	区分	学校に係る状況							家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	いじめを除く(友人関係をめぐる問題)	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路にかかる不安	クラブ活動、部活動等への不応	学校のきまり等をめぐる問題	入学、転編入学、進級時の不応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方	家庭内の不和	生活リズムの乱れ、あそび、非行		無気力、不安
小学校	主たるもの (一人1つ必ず選択)	1	32	5	8	0	0	7	10	37	2	37	211	26	
	主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	18	5	26	2	0	3	11	8	41	3	25	20	
中学校	主たるもの (一人1つ必ず選択)	0	64	7	14	3	2	1	9	2	21	2	41	345	50
	主たるもの以外にも当てはまるもの (一人2つまで選択可)	0	12	3	31	3	0	7	3	1	13	2	18	36	

- ・小学校で「生活リズムの乱れ、あそび、非行」(令和2年度 26人 8人)、「無気力、不安」(令和2年度 133人 6人)が大きく増加しました。小学校では「親子の関わり方」(令和2年度 20人 18人)といった家庭に係る状況が影響しやすいことがうかがえ、コロナ禍の影響を強く受けていると考えられます。

○欠席日数別不登校児童生徒の人数

		欠席日数	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
区	小学校	30～89日	87人 (54.4%)	108人 (57.1%)	136人 (59.6%)	145人 (55.6%)	189人 (50.3%)
		90日以上	73人 (45.6%)	81人 (42.9%)	92人 (40.4%)	116人 (44.4%)	187人 (49.7%)
		出席10日以下	8人	7人	17人	23人	30人
		出席0日	2人	1人	6人	10人	15人
		合計人数	160人	189人	228人	261人	376人
分	中学校	30～89日	234人 (42.7%)	226人 (38.6%)	197人 (34.7%)	203人 (37.0%)	197人 (35.1%)
		90日以上	314人 (57.3%)	359人 (61.4%)	370人 (65.3%)	345人 (63.0%)	364人 (64.9%)
		出席10日以下	49人	62人	59人	67人	70人
		出席0日	13人	21人	12人	18人	11人
		合計人数	548人	585人	567人	548人	561人
体	全	30～89日	321人 (45.3%)	334人 (43.2%)	333人 (41.9%)	348人 (43.0%)	386人 (41.2%)
		90日以上	387人 (54.7%)	440人 (56.8%)	462人 (58.1%)	461人 (57.0%)	551人 (58.8%)
		出席10日以下	57人	69人	76人	90人	100人
		出席0日	15人	22人	18人	28人	26人
		合計人数	708人	774人	795人	809人	937人

* () は、不登校児童生徒数における各区分の割合です。

- ・小学校では90日以上の不登校人数がコロナ当初の令和元年度の約2倍に増加しており、生活リズムの確立のための家庭への支援が重要です。
 - ・小学校の状況を受け、今後中学校では不登校が長期化する生徒の増加が懸念されるため、小学校段階から不登校の未然防止の取り組みが重要になります。
 - ・「教育機会確保法」¹の趣旨を踏まえ、小中学校ともに登校を目的とした支援だけでなく児童生徒の状況に応じた、社会的自立に向けた支援と肯定的な関わりを意識することが大切です。
- ¹ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の略称。

【不登校に対する今後の取り組み】

不登校に対する方策として、不登校を未然に防止することに着目した取り組みが重要です。例えば、児童生徒に定期的にアンケートを実施し、その結果をもとに、分かりやすい授業づくりに努めたり、意図的に人間関係づくりの活動を取り入れたりするなど、学校では、日常の取り組みを工夫することが大切です。

また、児童生徒が抱えている困難を早期に把握し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、相談・医療・福祉等の関係機関につなげていくことも有効です。

教育委員会は、各学校に対して、市内における支援の好事例をもとに、個別の要因に応じた適切な支援について指導助言するとともに、学校内外における、人との関わりの機会や学びの場の充実を図るために、相談員等の配置、相談教室（不登校児童生徒のための教育支援センター）の運営、ICTを活用した支援の充実等、児童生徒の社会的自立に向けた取り組みを推進していきます。